○文部科学省告示第百三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

名称	所在地	区域	面積
養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区	兵庫県養父市	養父市大屋町大杉字大杉の全域並びに字奥山、字大町及び字ムショウ谷の各一部 備考　区域に関する図面を、兵庫県教育委員会並びに養父市教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約五・八ヘクタール

○厚生労働省告示第二百六十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、再製造単回使用医療機器基準を次のように定め、平成二十九年七月三十一日から適用する。

平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

再製造単回使用医療機器基準

第1　定義

1　「再生部品」とは、医療機関において使用された単回使用の医療機器の全部又は一部であって、再製造の用に供されるものをいう。

2　「交換部品」とは、再製造単回使用医療機器を構成する部品であって、新たに製造されるものをいう。

3　「シリアル番号等」とは、個別の再製造単回使用医療機器を特定するための固有の番号、記号その他の符号をいう。

第2　適用範囲

この基準は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第114条の8第4号に定める再製造単回使用医療機器に適用する。

第3　形状及び構造

1　再生部品

(1)　再生部品の形状及び構造は、その製造工程において、妥当性が確認されている方法により、病原微生物その他疾病の原因となるものを不活化又は除去できるものでなければならない。

2　交換部品

(1)　交換部品の形状及び構造は、原型医療機器の部品と同等でなければならない。

3　再製造単回使用医療機器

(1)　再製造単回使用医療機器の形状及び構造は、原型医療機器と同等でなければならない。

第4　性能及び安全性

1　原材料（再生部品及び交換部品）

(1)　再生部品は、国内の医療機関において使用されたものでなければならない。

(2)　再生部品は、脳、脊髄、硬膜、脳神経節、脊髄神経節、網膜又は視神経に接触したものであってはならない。

(3)　再生部品は、人の体内に埋え込まれたものであってはならない。

(4)　再生部品は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症若しくは新感染症の患者又は同法第8条第1項から第3項までに定める者の治療、検査等に用いられたものであってはならない。

(5)　再生部品は、再製造単回使用医療機器の製造販売の承認の際に交付される承認書（以下「承認書」という。）に記載された方法に従い、再製造単回使用医療機器の製造販売業者により、医療機関から引き取られたものでなければならない。

(6)　再生部品は、医療機関において破損し、劣化し、又は製造工程において不活化若しくは除去できない病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されないよう、区分して保管されたものでなければならない。

・拝殿　一棟
桁行一間、梁間一間、切妻造、桟瓦葺
・鳥居　一基
石造両部鳥居
一間二戸楼門、入母屋造、左右供待附属、銅板葺
附・総門　一棟
一間薬医門、切妻造、桟瓦葺
・宝蔵　一棟
土蔵造、桁行五・八メートル、梁間二・九メートル、二階建、切妻造、東面下屋附属、桟瓦葺

山門